

○龍谷学会規程

昭和 年 月 日

改正 昭和38年6月日

令和元年12月11日

令和4年9月9日

令和6年10月18日

第1条 本会は、龍谷学会と称し、事務所を龍谷大学内におく。

第2条 本会は、仏教学、哲学、史学、文学、心理学など人文社会諸学の研究の促進並びにその発表を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「龍谷大学論集」の発行
- (2) 講演会、研究会
- (3) 本会と関係する学内学会の補助
- (4) その他、本会にふさわしい事業

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员

龍谷大学文学部、心理学部及び短期大学部に所属する専任教育職員

- (2) 学生会員

龍谷大学文学部、心理学部、短期大学部、大学院文学研究科、大学院実践真宗学研究科及び大学院心理学研究科の学籍を有する学生

- (3) 賛助会員

本会の趣旨に賛同するもの

第5条 本会に評議員会をおく。

2 評議員会は、全普通会员をもって構成する。

3 評議員会は、第3条所定の事業遂行に必要な重要事項を協議決定する。

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 委員 若干名

第7条 役員の選出及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、龍谷大学長これに就く。
- (2) 会長は、龍谷大学文学部長これに任じ、本会の業務を統理する。
- (3) 委員は、龍谷大学教職員会員中より会長これを委嘱し、任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本会の経費は、会員の入会金、会費、龍谷大学からの助成寄付金等をもってこれを支弁する。会費に関しては別にこれを定める。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第10条 本会の現金出納は、龍谷大学財務部経理課に委託する。

第11条 本規程の更改には、評議員会において、出席者3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この規程は、昭和37年4月1日より施行する。

付 則（昭和38年6月 日第5条、第6条改正）

この規程は、昭和 年 月 日から施行する。

付 則（令和元年12月11日第2条～第11条改正）

この規程は、令和元年12月11日から施行する。

付 則（令和4年9月9日第2条、第4条一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年10月18日第4条改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

○経済学会会則

平成4年4月1日

第1条 経済学会（以下「本会」という。）は、龍谷大学経済学会と称し、事務所を龍谷大学内に置く。

第2条 本会は、経済学を中心とする学術の研究促進とその普及を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 機関誌その他の出版
- (3) 講演会の開催
- (4) その他本会が適当と認める事業

第4条 本会は、本会設立の主旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 名誉会員 学会評議員会において名誉会員と認定された者
- (2) 普通会員
 - ①龍谷大学経済学部専任教員で、本会の事業に関心を持つ者
 - ②龍谷大学専任教員のうち学会評議員会の承認を得た者
 - ③龍谷大学経済学部卒業生及び龍谷大学大学院経済学研究科課程修了者のうち会員資格の継続を希望する者
- (3) 学生会員 龍谷大学経済学部学生及び大学院経済学研究科の学生
- (4) 賛助会員 本会の事業を賛助する者

会員は、本会の諸事業に参加し、本会の出版物の配布を受けることができる。

第5条 本会に、全教員会員をもって評議員とする評議員会を置く。

評議員会は、年間活動の策定、予決算の承認、役員の選出、会則の改正、その他、本会の運営に関する基本事項について議決する。

第6条 本会の運営にかかわる日常業務には、次の各号に定める役員によって構成される学会運営委員会がこれに当たる。ただし、必要に応じて副会長を置くことができる。また、編集長は、編集委員の互選により決定する。

- (1) 会長 1名
- (2) 編集委員 若干名
- (3) 庶務委員 1名
- (4) 会計委員 1名
- (5) 会計監査委員 1名

第7条 役員は、すべて評議員中より互選し、その任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

第8条 本会の経費は、会員、事業収入、寄付金、及び龍谷大学からの助成金をもってこれに充てる。会費は、普通会员、賛助会員については、年額5,000円（別に入会金2,000円）、学生会員については年額3,000円（別に入会金2,000円）とする。

付 則

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

この会則の施行に伴い経済・経営学会会則（昭和36年9月1日制定）は廃止する。

付 則（平成30年6月20日第1条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条改正）

この会則は、平成30年6月20日から施行する。

○経営学会会則

平成4年4月1日

改正 平成12年5月24日

平成16年5月26日

平成17年3月23日

平成22年6月2日

令和3年12月1日

第1条 本会は、龍谷大学経営学会と称し、事務所を龍谷大学内に置く。

第2条 本会は、経営学を中心とする学術の研究促進とその普及を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 機関誌その他の出版
- (3) 講演会の開催
- (4) その他、本会が適当と認める事業

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 普通会員

- ① 龍谷大学経営学部の専任教員で、本会の事業に関心を持つ者。ここで専任教員には特別任用教員を含む。
- ② 龍谷大学経営学部卒業生ならびに龍谷大学大学院経営学研究科課程修了者のうち会員資格の継続を希望する者。
- ③ 学会評議員会の承認を得た者。

(2) 学生会員 龍谷大学経営学部学生ならびに大学院経営学研究科の学生。

(3) 賛助会員 本会の主旨に賛成し、その事業を賛助する者。

2 会員は、本会の諸事業に参加し、本会の出版物の配布を受けることができる。

第5条 本会に、龍谷大学経営学部の専任教員の会員をもって評議員とする評議員会を置く。

評議員会は、年間活動の策定、予決算の承認、役員の選出、会則の改正、その他、本会の運営に関する基本事項について議決する。

第6条 本会の運営にかかわる日常業務には、下記の役員によって構成される学会運営委員会がこれにあたる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

- (3) 編集委員 若干名
- (4) 庶務委員 1名
- (5) 会計委員 1名
- (6) 会計監査委員 1名

第7条 役員は、すべて評議員中より互選し、その任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

第8条 本会の経費は、入会金、会費、事業収入、寄付金および龍谷大学からの助成金をもってこれにあてる。

第9条 入会金は、普通会员及び賛助会員は2,000円とし、入会時に納入するものとする。

第10条 会費は、普通会员及び賛助会員は年額5,000円、学生会員は年額3,000円とする。

2 会費は、普通会员及び賛助会員は毎年度納入するものとし、学生会員は毎年度、半期ごとに1,500円を納入するものとする。

3 学生会員の入会金及び休学中の学生会員の会費は、免除する。ただし、休学による免除期間中は、第3条第4号に定める事業による補助等の対象外とする。

付 則

この会則は、平成4年4月1日より施行する。

この会則の施行に伴い経済・経営学会会則（昭和36年9月1日制定）は廃止する。

付 則（平成12年5月24日第4条、第5条、第8条改正）

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成16年5月26日第4条改正）

この会則は、平成16年5月26日から施行する。

付 則（平成17年3月23日第4条改正）

この会則は、平成17年3月23日から施行する。

付 則（平成22年6月2日第4条改正）

この会則は、平成22年6月2日から施行する。

付 則（令和3年12月1日第4条、第8条改正、第9条、第10条新設）

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

○法学会会則

昭和43年4月1日

改正 昭和47年4月1日

昭和48年4月1日

昭和50年6月18日

平成7年5月10日

平成16年12月1日

平成19年4月1日

平成29年4月1日

令和3年9月22日

(名称)

第1条 本会は、龍谷大学法学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、龍谷大学法学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、法学・政治学を中心とする研究及びその促進をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) 定期的研究会及び学術講演会の開催
- (2) 機関誌その他出版物の編集及び発行
- (3) その他本会が必要と認めた事業

(会員)

第5条 本会は、普通会员、名誉会員及び賛助会員をもって組織する。

2 次の者を普通会员とする。

- (1) 本学法学部の教授、准教授、専任講師及び助教
- (2) 本学大学院法学研究科の学生
- (3) 本学法学部の学生
- (4) その他評議員会の承認した者

3 評議員会の承認した者を名誉会員とすることができる。

4 本会の目的に賛同し、その事業を援助する者で、評議員会の承認した者を賛助会員とする。

(評議員会)

第6条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、第4条所定の事業遂行に必要な事項を協議決定する。
- 3 評議員会は、法学部の教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 編集委員 3名
 - (4) 庶務委員 2名
 - (5) 会計委員 1名
 - (6) 会計監査委員 1名
- 2 役員は、評議員会において互選する。

(業務)

第8条 役員は、次の業務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の業務を代行する。
- (3) 編集委員は、機関誌その他出版物の編集を行う。
- (4) 庶務委員は、本会の庶務を行う。
- (5) 会計委員は、本会の会計をつかさどる。ただし、会計事務は、本学経理課長に委嘱する。
- (6) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は、1カ年とする。ただし、重任を妨げない。

(経費)

第10条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金及び本学からの助成金、その他雑収入をもつてこれにあてる。

(会費)

第11条 普通会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。入会金及び会費の納入については、評議員会においてこれを定める。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

(会則の変更)

第13条 会則の変更は、評議員全員の3分の2以上の出席を要し、その3分の2以上の同意がなければならない。

付 則

この会則は、昭和43年4月1日よりこれを施行する。

付 則(昭和47年4月1日)

この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和48年4月1日)

この会則は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和50年6月18日第5条改正)

この会則は、昭和50年6月18日から施行する。

付 則(平成7年5月10日第3条及び第5条改正)

この会則は、平成7年6月18日から施行する。

付 則(平成16年12月1日第5条及び第6条改正)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年4月1日第5条及び第6条改正)

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成29年4月1日第5条及び第6条改正)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和3年9月22日第5条及び第11条改正)

この会則は、令和3年10月1日から施行し、令和3年9月1日に遡って適用する。

○政策学会会則

平成23年1月26日

改正 平成28年6月1日

令和3年6月30日

令和3年11月17日

(名称)

第1条 本会は、龍谷大学政策学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、龍谷大学政策学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、政策学を中心とする研究及びその促進をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) 定期的研究会及び学術講演会の開催
- (2) 学術誌その他出版物の編集及び発行
- (3) その他本会が必要と認めた事業

(会員)

第5条 本会は、普通会员、名誉会員及び賛助会員をもって組織する。

(1) 次の者を普通会员とする。

- ① 本学政策学部の教授、准教授、専任講師、助手及び助教
- ② 本学大学院政策学研究科の学籍を有する学生
- ③ 本学政策学部の学籍を有する学生
- ④ その他評議員会の承認した者

(2) 評議員会の承認した者を名誉会員とすることができる。

(3) 本会の目的に賛同し、その事業を援助する者で、評議員会の承認した者を賛助会員とする。

(評議員会)

第6条 本会に評議員会を置く。

2 評議員会は第4条所定の事業遂行に必要な事項を協議決定する。

3 評議員会は政策学部の教授、准教授、専任講師、助手及び助教をもって構成する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 編集委員 2名
- (4) 庶務・会計委員 2名
- (5) 会計監査委員 1名

役員は評議員会において互選する。

(業務)

第8条 役員は次の業務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し業務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の業務を代行する。
- (3) 編集委員は学術誌その他出版物の編集を行う。
- (4) 庶務・会計委員は本会の庶務及び本会の会計をつかさどる。但し、会計事務は、本学経理課長に委嘱する。
- (5) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は1カ年とする。但し、重任を妨げない。

(経費)

第10条 本会の経費は入会金、会費、寄附金及び本学からの助成金、その他雑収入をもってこれにあてる。

(会費)

第11条 普通会員は別表1に定めるとおり入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、政策学研究科入学生のうち、政策学部出身者は入会金を免除とする。

- 2 入会金は、入会時に納入するものとする。
- 3 会費は、毎年度納入するものとする。ただし、学生は毎年度、半期ごとに2,000円を納入するものとする。
- 4 休学中の学生の会費は免除する。ただし、免除期間中は、第4条第3号に定める事業による助成及び補助の対象外とする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第13条 会則の変更は評議員全員の3分の2以上の出席を要し、その3分の2以上の同意がなければならない。

付 則

この会則は、平成23年1月26日よりこれを施行する。ただし、入会金及び会費は、平成23年4月1日より発生する。

付 則（平成28年6月1日第11条改正）

この会則は、平成28年6月1日よりこれを施行する。

付 則（令和3年6月30日第5条、第6条改正）

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年11月17日第5条、第11条改正）

この会則は、制定日（令和3年11月17日）から施行し、令和3年10月1日から適用する。ただし、第11条第3項、第11条第4項の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第11条関係）

入会金	会費
2,000円	4,000円

○龍谷大学国際文化学会会則

平成8年4月1日

改正 平成14年5月15日

平成19年2月20日

平成25年5月15日

平成27年2月20日

平成30年7月31日

令和2年8月3日

令和3年12月1日

第1条 本会は、龍谷大学国際文化学会と称し、事務所を龍谷大学内におく。

第2条 本会は、国際文化学の確立を目的とし、そのための学術の研究促進とその普及を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 講演会の開催
- (3) 機関誌その他の出版
- (4) その他本会が適当と認める事業

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 名誉会員 本会評議員会において名誉会員と認定された者
- (2) 普通会員
 - ① 龍谷大学国際学部の全専任教員
 - ② 龍谷大学専任教員のうち本会評議員会の承認を得た者
 - ③ 龍谷大学国際学部及び国際文化学部卒業生のうち会員資格の継続を希望する者
- (3) 学生会員 龍谷大学国際学部、国際文化学部、大学院国際学研究科又は国際文化学研究科の学籍を有する学生
- (4) 賛助会員 本会の主旨に賛成し、その事業を賛助する者

2 会員は、本会の諸事業に参加し、本会の出版物の配付を得ることができる。

第5条 本会には、下記の役員によって構成される学会運営委員会を置く。編集長は、編集委員の互選により決定する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

- (3) 編集委員 若干名
- (4) 庶務委員 1名
- (5) 会計委員 1名
- (6) 会計監査委員 1名

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長は、龍谷大学国際学部長があたるものとする。会長以外の役員は、普通会员中より会長がこれを委嘱する。

第7条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 編集委員は、機関誌の発行等出版に関する事務を処理する。
- (4) 庶務委員は、本会の庶務を処理する。
- (5) 会計委員は、本会の会計を処理する。
- (6) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。

第8条 運営委員会は、会長が主宰し、次の事項を処理する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算・決算に関すること。
- (3) 会員の入会・退会に関すること。
- (4) その他重要な事項

第9条 本会に、国際学部専任教員をもって評議員とする評議員会を置く。

2 評議員会は、年間活動の策定、予決算の承認、役員の選出、会則の改正、本会の運営に関する基本事項について議決する。

第10条 本会の業務を処理するため事務局を設け、事務局に事務職員をおくことができる。

第11条 事務局の事務職員に対する給与は、龍谷大学給与規程に準じ会長が運営委員会の議を経て決定する。ただし、龍谷大学の専任の職員等に業務を依頼する場合は、無給とすることができる。

第12条 本会の経費は、入会金、会費、事業収入、寄付金及び龍谷大学からの助成金をもってこれに充てる。

第13条 入会金は、普通会员、学生会員及び賛助会員は2,000円とし、入会時に納入するものとする。

2 会費は、普通会员は年額5,000円、学生会員は年額4,000円、賛助会員は年額5,000円以

上とする。

3 会費は、普通会员及び、賛助会員は毎年度納入するものとし、学生会員は毎年度、半期ごとに2,000円をずつ納入するものとする。

4 名誉会員の入会金及び会費は、免除する。

5 休学中の学生会員の会費は、免除する。ただし、免除期間中は、第3条第4号に定める事業による補助等の対象外とする。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 この会則の改正は、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成14年5月15日第4条改正）

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成19年2月20日第10条改正）

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成25年5月15日第2条改正、旧第10条～旧第12条繰下、第10条、第11条新設）

この会則は、平成25年5月15日から施行する。

付 則（平成27年2月20日第4条、第6条、第9条改正）

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成30年7月31日第3条、第4条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条改正）

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年8月3日第4条、第9条改正）

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月1日第12条改正、旧第13条、旧第14条繰下、第13条新設）

この会則は、令和3年12月1日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

○理工学会会則

昭和63年12月 1 日

改正 平成 6 年 7 月 6 日

平成 8 年 5 月 8 日

平成19年 6 月 6 日

平成25年 3 月13日

平成26年 5 月14日

平成27年 3 月 4 日

令和元年12月18日

令和 3 年12月24日

令和 6 年 3 月28日

(名称, 事務所)

第 1 条 本会は, 龍谷大学理工学会と称し, 事務所を龍谷大学瀬田学舎内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は, 会員相互の学術研究と技術開発に関する情報交流及びコミュニケーションの推進を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は, 前条の目的を達成するために, 次の事業を行う。

- (1) 研究会, コロキウム開催
- (2) 機関誌の出版
- (3) 学術講演会, シンポジウム等の開催
- (4) 学生会員の研究・開発活動に対する補助
- (5) その他目的達成に必要なこと。

(会の構成)

第 4 条 本会は, 次の者をもって組織する。

- (1) 普通会員 龍谷大学先端理工学部 に所属する教育職員及び科学技術共同研究センターに所属する専任研究員並びに本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任の教育職員及び事務職員
- (2) 学生会員 龍谷大学理工学部, 先端理工学部, 理工学研究科及び先端理工学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し, その事業を賛助する者で, 第 5 条に定める総会で

入会が承認された者

- (4) 特別会員 前3号以外の者で、第5条に定める総会で入会が承認された者
(総会)

第5条 本会の重要な事項を決定するのに、総会を置く。

2 次の事項は、総会において議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算・決算に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 会員の入会・退会に関すること。
- (5) その他重要な事項

3 総会は、普通会員全員で構成する。

4 総会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

5 総会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することはできない。ただし、構成員が他の構成員に委任した場合は、これを出席とみなして処理することができる。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 庶務委員 若干名
- (4) 編集委員 若干名
- (5) 会計委員 若干名
- (6) 会計監査委員 若干名

2 各役員の任期は1年とし、毎年4月に交替するものとする。ただし、再任を妨げない。

(役員の選任)

第7条 会長は、龍谷大学先端理工学部長が当たるものとする。

2 会長以外の他の役員は、総会の承認を得て会長が任命する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

3 庶務委員は、会長の命を受けて企画・渉外・組織管理等本会の庶務的事項を処理する。

4 編集委員は、会長の命を受けて機関誌の発行等出版に関する事務を処理する。

5 会計委員は、会長の命を受けて本会の会計を処理する。

6 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。

(役員会)

第9条 本会の日常的事務及び総会の委任事項を処理するため、役員会を置く。

2 役員会は、役員全員により構成する。

3 役員会は、会長が主宰する。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(入会金)

第11条 本会に入会を希望する者は、入会金を納入しなければならない。

2 入会金の額は、2,000円とする。

3 入会金の納入時期は、入会時とする。

(年会費)

第12条 会員は年会費を納入しなければならない。

2 学生の年会費は年額3,000円とし、半期ごとに1,500円ずつ、毎年度納入するものとする。

3 学生の年会費の納入時期は、毎年度4月及び9月とする。

4 教員の年会費は年額4,000円とし、毎年度納入するものとする。

5 教員の年会費の納入時期は、毎年度6月とする。ただし、期中に入会した場合は、入会時とする。

(会費等の免除)

第13条 休学中の学生会員は、当該期間の年会費を免除する。

2 休学中の学生会員は、前項の免除期間内において、第3条第4号に定める事業の補助対象外とする。

3 総会は、特別な事情があると認める者に対しては、入会金又は年会費のいずれか、若しくは両方の納入を免除することができる。

(改廃)

第14条 この会則の改正又は廃止は、総会において決定する。

付 則

この会則は、平成元年4月11日から施行する。

付 則（平成6年7月6日第4条，第6条，第8条改正）

この会則は，平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成8年5月8日第12条改正）

この会則は，平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成19年6月6日第12条改正）

この会則は，平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月13日第11条，第13条改正）

この会則は，平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年5月14日第4条第4号追加）

この会則は，平成26年5月14日から施行する。

付 則（平成27年3月4日第4条改正）

この会則は，平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和元年12月18日第3条第4号追加，第4条，第7条改正）

この会則は，令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月24日第11条，第12条，第13条改正）

この会則は，制定日（令和3年12月24日）から施行する。ただし，第12条第2項，第12条第3項，第13条第1項及び第13条第2項の改正規定は，令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月28日第4条改正）

この会則は，令和6年4月1日から施行する。

○龍谷大学社会学部学会会則

平成元年4月1日

(名称, 事務所)

第1条 本会は、龍谷大学社会学部学会と称し、事務所を龍谷大学瀬田学舎社会学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会学、社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会、シンポジウム、研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前2号以外の者で、本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で、龍谷大学の名誉教授である者、又は10年以上本会の普通会員であり龍谷大学を退職した者で、常任委員会が認めた者

(会長及び諸委員)

第5条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 庶務委員 2名
- (3) 会計委員 2名
- (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 3名
- (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 3名
- (6) 事業委員 3名
- (7) 学科委員 各学科 1名

(8) 会計監査委員 2名

2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第6条 会長は、龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は、庶務委員が共同してその職務を代理する。

2 前条第1項第7号委員（以下「7号委員」という。）を除く同項の各委員は、会長が普通会员の中から委嘱し、評議員会に報告する。7号委員は学科で選出する。

3 各委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし7号委員の任期は学科で定める。

4 前条第1項第4号から第6号の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

(会長、各委員会及び委員の職務)

第7条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。

(2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。

(3) 会計委員は、本会の会計を処理する。

(4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。

(5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。

(6) 事業委員会は、前2号を除く本会の事業を企画、立案、運営する。

(7) 学科委員は学科を代表して本会と連絡調整を図る。

(8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。

2 本条第1項第4号から第6号の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会员あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

(常任委員会)

第8条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

2 常任委員会は、会長、庶務委員から1名、会計委員から1名並びに第6条第4項の各委員長及び7号委員をもって構成する。

3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。

(1) 予算案・決算案の作成

(2) 事業実施の承認

(3) 会員の入会・退会の承認

(4) その他必要な事項の審議

4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(評議員会)

第9条 本会に評議員会を置く。

2 評議員会は、普通会员全員で構成する。

3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。

4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金2,000円を納入する。ただし、学生会員、賛助会員及び名誉会員は、入会金の納入を免除される。

2 入会金の納入時期は、入会時とする。

(年会費)

第13条 普通会员は、年会費4,000円を納入する。

2 学生会員は、年会費4,000円を半期ごとに2,000円ずつ納入する。ただし、休学中は当該期間の会費納入を免除される。

3 賛助会員は、年会費4,000円以上を納入する。

4 名誉会員は、年会費の納入を免除される。

5 年会費の納入時期は、普通会员は原則として毎年6月とし、学生会員は毎年4月、9月とする。賛助会員及び期中に入会した普通会员の年会費の納入時期は、入会時とする。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第9条第4項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成10年6月24日）

平成10年6月24日一部改正。同日より施行する。

付 則（平成13年3月21日）

平成13年3月21日一部改正。同日より施行する。

付 則（平成15年3月12日）

平成15年3月12日一部改正。平成15年4月1日より施行する。

付 則（平成18年9月27日）

平成18年9月27日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則（平成19年3月13日）

平成19年3月13日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則（平成22年12月15日第5条、第6条、第8条改正）

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年7月18日第12条、第13条改正）

この会則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については、なお従前の会則による。

付 則（平成29年5月31日第5条改正）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年11月17日第6条～第8条、第12条、第13条改正）

この会則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第13条第2項本文及び同条第5項の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和3年11月17日第4条改正）

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

農学会会則

制 定 平成 26 年 4 月 9 日
一部改正 平成 30 年 9 月 19 日
一部改正 令和 2 年 7 月 1 日
一部改正 令和 3 年 11 月 11 日
一部改正 令和 4 年 6 月 15 日

(名称)

第 1 条 本会は、龍谷大学農学会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、龍谷大学農学部内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、農学を中心とする研究及びその促進をはかることを目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) 定期的研究会及び学術講演会の開催
- (2) 学術誌その他出版物の編集及び発行
- (3) その他本会が必要と認めた事業

(会員)

第 5 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 名誉会員 本会評議員会において名誉会員と認定された者
- (2) 普通会員
 - ① 龍谷大学農学部の教授会構成員
 - ② 龍谷大学農学部助手の内、本会への入会を希望する者
 - ③ 龍谷大学専任教員のうち本会評議員会の承認を得た者
 - ④ 龍谷大学農学部卒業生のうち会員資格の継続を希望する者
- (3) 学生会員 龍谷大学農学部及び農学研究科の学籍を有する学生
- (4) 賛助会員 本会の主旨に賛成し、その事業を賛助する者

(評議員会)

第 6 条 本会に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、農学部の教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。
- 3 評議員会の開催は会長が招集し、会長はその議長となる。なお、構成員の 3 分の 1 以上の者から要求のあった場合には、会長は会議を招集しなければならない。
- 4 評議員会は、評議員全員の 3 分の 2 以上の出席によって成立し、その決議は、出席者の過半数の同意がなければならない。
- 5 評議員会は、第 4 条所定の事業遂行に必要な事項を協議決定する。

(役員)

第 7 条 本会に、次の役員を置く。会長は、龍谷大学農学部長が当たるものとする。会長以外の役員は、普通会員中より会長がこれを委嘱する。本会の運営にかかわる日常業務には、次の役員によって構成される学会運営委員会がこれにあたる。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 編集委員 4 名
- (4) 庶務・会計委員 2 名
- (5) 会計監査委員 1 名

(業務)

第8条 役員は、次の業務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の業務を代行する。
- (3) 編集委員は、学術誌その他出版物の編集を行う。
- (4) 庶務・会計委員は、本会の庶務的事項及び会計を処理する。
- (5) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は、1カ年とする。但し、重任を妨げない。

(事務局)

第10条 本会の業務を処理するため事務局を設け、事務局に事務職員をおくことができる。

(事務局職員に対する給与)

第11条 事務局職員に対する給与は、龍谷大学給与規程に準じ会長が評議委員会の議を経て決定する。ただし、龍谷大学の専任の職員等に業務を依頼する場合は、無給とすることができる。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金及び龍谷大学からの助成金、その他雑収入をもってこれにあてる。

(会費)

第13条 会員は、別表1に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の納入時期は次のとおりとする。

- (1) 会費（普通会员、賛助会員） 毎年6月
- (2) 会費（学生会員） 毎年4月、9月

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

別表1（第13条関係）

種別	会費（1年/半期）
普通会员	4,000 円/2,000 円
学生会員	3,000 円/1,500 円
賛助会員	4,000 円/2,000 円
名誉会員	免除

※休学中の学生会員は、当該期間の会費を免除する。

付 則

この会則は、平成27年4月1日よりこれを施行する。

付 則（平成30年9月19日第5条改正）

この会則は、平成30年9月19日から施行する。ただし、第5条第3号の改正は、平成30年度以降の入学生から適用する。

付 則（令和2年7月1日第5条改正）

この会則は、制定日（令和2年7月1日）から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和3年11月11日第13条、別表1改正）

この会則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第13条第2項及び別表1の休学中の学生会員に係る改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和4年6月15日第12条、第13条、別表1改正）

この会則は、制定日（令和4年6月15日）から施行し、令和5年度以降の入会者から適用する。